

## 組織運営上の改善方策②

令和4年5月18日  
法務省ガバナンスPT

### 1 働き方改革を推進する専門チームの組成

働き方改革を推進する専門チームを組成し、多様な働き方等に関する各種施策の効果や職員の意識を定量的に把握するためのサーベイを実施して、その結果を分析し、働き方改革等を妨げている事情等を把握する。同チームは、このような事情等を解消するための推奨事例を提案・集積し、サーベイの結果とともに推奨事例を全職員に共有する。

(専門チームの組成方法等)

- ・ 令和4年度も、従前同様にワーキンググループ（以下「ガバナンスWG」という。）のメンバーを募集し、ガバナンスWGが働き方改革を推進する専門チームとして、上記の枠内に記載の活動を行うこととする。
- ・ ガバナンスWGが上記活動を行うことには相応の業務負担が伴う上、サーベイの実施方法やその分析等について専門的なノウハウが必要となることに鑑み、大臣官房秘書課政策評価係が、必要に応じ、サーベイの実施や分析等のサポートを行うこととする。
- ・ 大臣官房人事課においても職員の働き方等に関する調査が実施されていることに鑑み、調査対象となる職員の負担感を軽減する観点から、ガバナンスWGが同課から調査結果の提供を受けるほか、必要に応じて同課と連携することとする。

### 2 組織運営上の改善方策

#### (1) テレワークの推進・働き方改革

##### ① ペーパーレス化の一層の推進

- ア 法務省行政文書管理規則が本年3月28日に一部改正され、文書の作成・保存・管理は電子媒体によることを基本とする旨の規定(同規則12条4項、18条2項)が新設されたことを職員に周知し、その確実な履行を促す。
- イ 新規に作成・取得する文書や関係資料等については、電子データにより共有フォルダに保存するなどする。
- ウ 過去に作成・取得した文書等であっても、使用頻度が高いものについては、積極的に電子データ化して共有フォルダ又は電子掲示板において共有する。
- エ オンライン会議では、原則として、紙による資料配布を省略し、資料をデータ共有することとする。

(参考となる取組例)

##### ①ア・イについて

- ・ 各課室の庶務担当者を対象に、行政文書の電子的管理や体系的保存の方法等について研修を実施している例

①ウについて

- ・ 業務上頻繁に閲覧する資料について、PDF化してデータベースを作成し、検索を可能としている例

①エについて

- ・ 会議資料をペーパーレス化するため、資料を閲覧するためのタブレット端末を配布・活用している例

**② オンライン会議環境の整備**

会議室や打合せスペースに可動式の間仕切りを設ける、ヘッドセットを配備するなど、その業務環境に即して創意工夫しながら、ウェブ会議専用スペースを創出する。

(参考となる取組例)

②について

- ・ 執務室の改修工事により、完全個室の会議室を設置した例
- ・ 会議画面を共有するためのテレビを整備した例

**(2) 人材育成**

**① 広い視野を涵養する機会の確保**

ア 外部講師の研修等について、聴講対象者に若手職員層も含まれるようにするなど、職員が研修等を受ける機会を幅広く確保する。

イ 省内組織間人事交流対象者等に対して、その業務の性質が許す限り、多様な業務に触れる機会を与える。

**② 業務上直接関わりのない職員とのワーキンググループ形成・討議機会の創出**

職員の意向に応じて、局部課内の係の垣根を越えてワーキンググループを結成し、組織横断的なテーマについて討議する機会を確保するなど、多様な背景を持つ職員同士で多様な意見を交換する機会を確保する。

(参考となる取組例)

①イについて

- ・ 国会提出予定法案の形式的事項のチェック作業に、係横断的に若手職員を従事させ、同職員に法案作成作業への理解を醸成した例

②について

- ・ 保護局において「つなぐフォーラム」<sup>\*1</sup>の取組を行った例

\*1 保護局の主任・係員が、未来の更生保護行政にとって重要と考えられる4つのテーマについて、実現可能性や所管業務にとらわれず自由に意見交換を行うことにより、若手職員間の「つながり」を深め、局内のヨコの連携を一層強化して、更生保護の持続的発展のため、闊達な議論や提案が生まれやすい組織風土を醸成することを目的として、令和3年11月から開催されているもの。各テーマについて、6～7人ずつのグループに分かれ、5回前後のミーティングを行い、外部講師等へのヒアリングやアンケートの実施などにより議論を深めている。